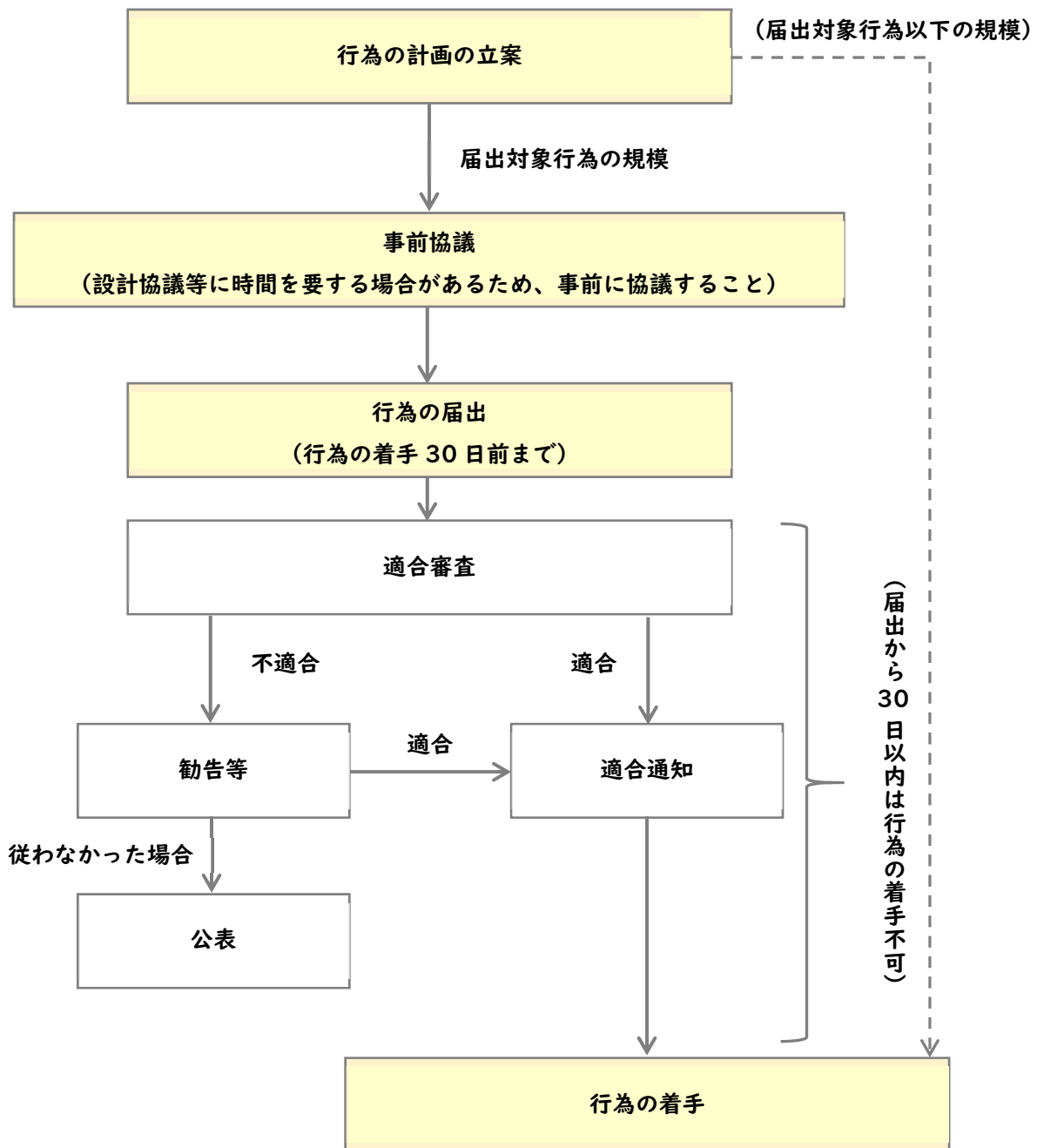


「大館市景観計画」に基づく届出制度について

大館市では、本市の景観特性を活かした良好な景観形成のため『「大館だなぁ」という景観を見つめて、磨き、自信と誇りを高めて住み続けたいまちへ』を目指すべき将来の景観像とする「大館市景観計画」を策定しました。

本計画に基づき、一定の規模以上の建築物や工作物等の建設を行う際や、開発行為など、景観への影響が大きい行為を行う場合には、行為の着手30日前までに市に届出し、「景観形成基準」に適合しているか、審査を受けなければなりません。

届出の手続きのながれ



届出が必要な行為と届出の規模

次に定める規定に該当するものについて、届出が必要となります。

行為の種類		届出の規模	
		一般地域 (山並み・森林景観ゾーン・田園景観ゾーン、市街地景観ゾーン)	景観づくり 推進地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更		高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100 m ² 以下の増改築を除く）	左同
工作物の 新築、増築、 改築、移転、 外観（色彩） の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ 3m を超えるもの	左同
	煙突、排気塔その他これらに類するもの （屋外広告物を除く。）	高さ 13m を超えるもの	左同
	遊戯施設類		
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの		
	污水处理施設、汚物処理施設、 ごみ処理施設その他これらに類するもの	高さ 30m を超えるもの	左同
	電波塔等（屋外広告物を除く。）、 柱類（屋外広告物を除く。）		
	太陽光発電設備	築造面積（敷地面積）1,000 m ² を超えるもの	左同
	風力発電設備	高さ 13m を超えるもの	左同
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	新設及び既存に追加	高さ 3m 又は水平投影面積 1,000 m ² を超えるもの	左同
土石等の採取、鉱物の採掘、土地の区画形質の変更		面積 3,000 m ² 又は法・擁壁の高さ 3m を超えるもの	左同
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項）		都市計画区域内：3,000 m ² 以上のもの 都市計画区域外：10,000 m ² 以上のもの	左同
木竹の伐採		—	伐採検討時、事前相談を要する

【問い合わせ先】 大館市 建設部 都市計画課 景観まちづくり係
〒018-5792 大館市比内町扇田字新大堤下 93-6
[TEL:0186-43-7135](tel:0186-43-7135) FAX:0186-55-1018